

第2回

(平成30年2月13日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成30年2月13日(火) 午前9時30分から午前10時8分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 10名
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子
 - 4 欠席委員 なし
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第5号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第6号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第7号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第8号案 非農地証明願いに対する認定について
議第9号案 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
 - 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 久保田文子
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、4番・5番委員を指名します。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 7 番 先月飼料米の研修に行きましたので報告します。1月24日、25日に鹿児島県のJA 始良に研修に行ってきました。鹿児島は畜産が盛んでWCS、飼料米が多く作付されております。最初は行政が中心となり平成21年には3名の農家でしたが29年には106名で166haまで拡大しております。拡大理由は、農家の口コミで年々増えていったとのことでした。106人中、25名の方が最高の10万5千円をもらい、平均単収の621Kg、10俵半ぐらいの収益ということです。業者もまだまだ受け入れ可能でまだまだ面積も拡大する見込みです。
- 議 長 議事に入ります。議第5号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し

ます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第5号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
議長 調査番号1番について、私に関係しておりますので、谷口職務代理にお願いしたい
と思います。

2 番 調査番号1番についてのみ、議事進行をさせていただきます。

調査番号1番について、4番委員より調査報告をおねがいします。

4 番 （調査番号1）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族7人（稼働力4人）です。経営面積は、50a、田19a、畑31aです。田は稲作、畑は苗木栽培です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2Km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：全部で30万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター2台、コンバイン1台、2トントラック2台、軽トラック2台、田植機1台、動噴2台を所有。8番（取得農地の利用計画）：苗木栽培です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2 番 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号2番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5 番 （調査番号2～4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力2人）です。経営面積は、713a、田587a、畑126a、田は、水稻、WCS、イタリアン、畜産として和牛20頭飼育されています。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1km以内、2分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：0円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター1台、コンバイン1台、ハーベスター1台、ロールペーラー1台、ラッピングマシン1台です。8番（取得農地の利用計画）：WCSです。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号5番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5 番 (調査番号5) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力1人)です。経営面積は、169a、田122a、畑46aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):0.5km以内、5分です。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):小作に出していない。5番(取得価格):0円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター1台、スピードスプレイヤー1台です。8番(取得農地の利用計画):農地への搬入としての利用です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
補足です。九州電力の鉄塔敷地の残地で三角の農地であり耕作できない状態です。耕運機も入らないような農地です。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 調査番号2~4について、持分15分の2について、内容をお伺いしたい。

事務局 水田を相続で、持ち分ごとに数人で所有しておられます。

2 番 残りの持ち分はどうなっているのでしょうか。

事務局 譲受人の持ち分もありますが、他の方の持ち分もあり、徐々に譲受人の名義にしておられます。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号2、3、4番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、2、3、4番について原案のとおり決定します。

議 長 次に調査番号5について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、5番について原案のとおり決定します。

議 長 議第6号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第6号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4 番 調査番号1番について4番より報告します。(調査番号1)譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は建売住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第1種農地。2番(着工時期):許可が下り次第です。3番(資金調達):自己資金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)町の上水道下水道を利用し問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照通風の影響):問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番について、5番局長より調査報告をお願いします。

5 番 調査番号2番について5番より報告します。(調査番号1)譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第3種農地。2番(着工時期):許可が下り次第です。3番(資金調達):借入金です。5番(周囲の承諾):周りも譲渡人の土地で問題なし。6番(公衆衛生)町の上水道下水道を利用し問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照通風の影響):周囲に耕作地はなく問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査番号3番について、9番委員より調査報告をお願いします。

9 番 調査番号3番について9番より報告します。(調査番号1)譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅及び店舗用駐車場です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第3種農地。2番(着工時期):許可が下り次第です。3番(資金調達):借入金です。5番(周囲の承諾):周りが住宅で問題なし。6番(公衆衛生)町の上水道下水道を利用し問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照通風の影響):周囲に農地はなく問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 調査番号1番について、1種農地で転用要件を満たしていることについて説明をお願いします。

4 番 1種農地の例外として、近隣の住宅に接続するというので、例外規定を満たしていることから判断しております。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

全委員賛成ですので、3番について原案のとおり決定します。

議長 議第7号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画(平成30年1月31日付け:球錦農林第12992号)の諮問があり、今回は利用権の設定が12件です。

事務局 議第7号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)
以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である
 - イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。
の各要件を満たしていると考えます。

議 長 議第8号案非農地証明願いに対する認定について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第8号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議 長 調査番号1、2番について西地区の代表の方の調査報告をお願いします。

4 番 調査番号1、2番について関連しておりますので、一括して調査報告します。

調査番号1、2番について西地区を代表して4番より調査報告します。

2月9日、5名で午後1時から現地確認を行いました。写真を別紙でつけております。新宮寺から上がった迫田です。申請人、申請物件については、記載のとおりです。5人の総意を申し上げますが、申請地は、車、機械が入らないことから非農地として判断しました。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1、2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1、2番について原案のとおり決定します。

議 長 議第9号案農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について上程します。

事務局 議第9号案農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)

調査番号1番について、関係人、申請物件、契約期間については、記載のとおりです。合意解約成立日、土地引渡時期については、平成30年1月19日となっております。合意解約は妥当なものであると考えます。

調査番号2番について、関係人、申請物件、契約期間については、記載のとおりです。合意解約成立日、土地引渡時期については、平成30年1月26日となっております。合意解約は妥当なものであると考えます。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、調査番号1、2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1、2番について原案のとおり決定します。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年2月13日

農業委員会会長

4番 農業委員

5番 農業委員
